

日本ESD学会国際交流委員会規程

(趣旨)

第1条 日本ESD学会（以下、「本学会」という）は、会則第3条第5項に基づき、国際交流に関する学術的活動を行うことにより、海外との連携を深め、よりグローバルな活動を推進する。

(目的)

第2条 本規程は、本学会の国際交流に関する業務を行うために、本学会会則第18条に基づき、国際交流委員会（以下、「本委員会」という。）の組織および運営等に必要な事項について定める。

(組織)

第3条 本委員会は、国際交流委員（以下、「委員」という。）若干名をもって組織する。委員は、正会員の中から国際交流担当理事の推薦により会長が委嘱する。

2. 本委員会に委員長をおく。委員長は国際交流担当理事がこれにあたる。
3. 本委員会に副委員長をおく。副委員長は、委員の中から国際交流委員長が指名する。
4. 本委員会に国際交流幹事（以下、幹事）をおくことができる。幹事は、会則第19条に基づき評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員会)

第4条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 本委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。通信による会議を行うことができるものとする。
3. 委員長が必要と認めた場合には、国際交流委員以外の者が出席し、意見を述べることができる。
4. 本委員会は、以下の事項について企画・実施する。
 - 1) ESDに関する国際動向を国内に向けて発信するとともに、国内のESD情報を海外に発信すること
 - 2) ESDに関連する国際活動を行っている国内の学会や団体等とのネットワークを構築し、連携・協力を進めること。
 - 3) 海外の関連学会や国際機関との連携を図ること。
 - 4) グローバルな視点にたった調査研究を展開すること。
 - 5) 国際会議等の開催、国際会議への代表派遣等を行うこと。
 - 6) 若手研究者の国際会議等への参加を支援すること。
 - 7) その他、国際交流に関して必要な事項。
5. 本委員会での審議内容および審議結果については、議事録を作成し会長に報告する。議事録については、会長が必要と認める場合には評議員会の承認を得るとともに、本学会の事務局に保管する。

6. 本委員会の運営に関して本規程に定めのない事項については、国際交流委員会で協議し、必要に応じて評議員会の承認を得る。

(正副委員長・委員・幹事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、その業務を統括する。また、任期終了時においては、任期中の活動報告を会長に提出し、次期国際交流委員長に引き継がなければならない。

2. 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、国際交流委員会に参加し、審議や運営管理を担う。
4. 幹事は、国際交流委員長と協力して、国際交流事務を担う。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員は、任期終了後であっても、後任の委員が選任されるまでは、その任を行う。

2. 欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議を経て評議員会の承認を必要とする。

附則 1. 本規定は、2021年9月23日から施行する。

2. 第6条の規定に拘わらず、第1回の委員の任期は、2022年総会までの期間とする。
3. 第2項の任期においては、総務担当理事が国際交流担当理事を兼務する。